

令和8年度 江東区立深川第八中学校における 部活動に関する活動方針

<p>部活動の目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 心身の成長と自律 活動を通して向上心、探究心、忍耐力、自主性を養うとともに、共通の目標達成に向けて協力することの大切さを学ぶ。</li> <li>2 社会性と豊かな人間関係の構築 集団生活のルールや礼儀を学び、コミュニケーション能力を向上させる。また、学校の教職員や部活指導員など、多様な世代・立場の人との交流を通して、望ましい人間関係を築く。</li> <li>3 専門性の向上と自己肯定感の育成 部活動指導員、外部指導員、地域クラブ指導員による専門的な指導を通して技術を高め、個性を伸ばすとともに、自信をもち自己肯定感を高める。</li> <li>4 文武両道と自己管理能力の育成 時間の有効な使い方を身に付け、集中力を高めることによって、学習と部活動の適切なバランス（両立）を図る。</li> </ol>																
<p>本年度の運営上の基本方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員と指導者の円滑な連携 部活動の運営上の約束・注意事項等の基本事項について全教職員で共通理解を図るとともに、部活指導員、外部指導員・地域クラブ指導員とも密に情報を共有し、一貫した指導体制を構築する。</li> <li>2 生徒の主体的な活動の推進 部長会を組織して諸問題の対応を検討させるなど、生徒の主体性を高める。地域展開に伴う活動環境の変化にも、生徒自らが柔軟に対応できるよう支援する。</li> <li>3 安全・安心な活動環境の整備 生徒の心身の健康を最優先とし、適切な休養日の設定や活動時間の遵守を徹底する。また、各指導員と協力し、施設・用具の安全点検や事故防止に努める。</li> <li>4 保護者・地域との信頼関係の構築 保護者や地域に対し、部活動の方針や地域展開の状況について丁寧な情報発信を行い、理解と協力を得て活動の充実を図る。</li> <li>5 地域連携・地域展開の積極的推進 地域学校協働本部等と緊密に連携し、専門的な知見をもつ「部活動指導員」「外部指導員」「地域クラブ指導員」を積極的に登用・活用する。これにより、指導体制を強化するとともに、将来的な部活動の地域展開を見据えた持続可能な活動形態を整える。</li> </ol>																
<p>活動時間</p>	<p>【夏季】 3月～10月 18時30分を最終下校時刻とする。 【冬季】 11月～ 2月 18時00分を最終下校時刻とする。</p>																
<p>設置部活動</p>	<table border="1"> <tr> <td>ソフトテニス</td> <td>サッカー</td> <td>バスケットボール</td> <td>バドミントン</td> </tr> <tr> <td>バレーボール</td> <td>卓球</td> <td>ダンス</td> <td>吹奏楽</td> </tr> <tr> <td>美術</td> <td>家庭</td> <td>科学</td> <td>連珠・オセロ</td> </tr> <tr> <td>7組クラブ</td> <td>陸上競技</td> <td>技術</td> <td></td> </tr> </table>	ソフトテニス	サッカー	バスケットボール	バドミントン	バレーボール	卓球	ダンス	吹奏楽	美術	家庭	科学	連珠・オセロ	7組クラブ	陸上競技	技術	
ソフトテニス	サッカー	バスケットボール	バドミントン														
バレーボール	卓球	ダンス	吹奏楽														
美術	家庭	科学	連珠・オセロ														
7組クラブ	陸上競技	技術															

## 令和8年度 江東区立深川第八中学校における 部活動に関する活動方針

適切な休養日の設定方針	<p>(1) 休養日</p> <p>① 週ごとの休養日 2日以上(平日1日以上、土日1日以上とする)</p> <p>※大会等で土日の両日も活動した場合、原則、翌週の平日の活動日を休養日に振り替え、生徒に十分な休養を与えるようにします。</p> <p>(2) 活動時間</p> <p>① 平日 3時間程度/日</p> <p>② 土日・祝祭日 4時間程度/日</p>
<p>ここでの活動時間とは身体的な活動を行う時間を指します。なお、活動に伴う準備や後片付け、ミーティング等の時間を含めても、平日は3時間以内、土日・祝祭日は4時間以内とします。土日に実施する練習試合等の場合もこの活動時間の設定に準じた扱いとします。</p> <p>但し、公式大会や研修会など、この活動時間の設定を超えて実施せざるを得ない状況が発生した場合には、原則、翌週の平日に休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるようにします。</p> <p>長期休業中については、土日・祝祭日の設定に準じた扱いとします。</p>	
定期考査前の取扱	<p>定期考査7日前から定期考査終了までの期間は、部活動の休養日とします。但し、考査日の前後に公式大会が開催されるなど、特段の理由があり活動する場合には、別途お知らせします。</p>
学校閉庁日の取扱	<p>原則として、部活動の休養日とします。但し、公式な大会やコンクールに出場する場合は、条件付で活動する場合があります。</p>